(ホ) 〃 （十八錢 〃）

右は本年三月廿五日以前に本工となり、昭和十年代に定期工として入職せる者

(ヘ) 〃 （二十錢 〃）

昭和九年代に入職せる者

(ト) 本工員（廿三錢增給）

昭和七・八年に入職せる者

(チ) 〃 （廿四錢 〃）

昭和二年より昭和六年代に入職せる者

(リ) 〃 （廿五錢 〃）

大正年間に入職せる者

（註）

一、男女定期工の年齢別基本給は左の如くである。

(ニ) 〃 （十七錢 〃）

右は本年六月廿六日以降に本工となりたる者

(ハ) 〃 （十六錢 〃）

右は本年六月廿六日以降に本工となりたる者

(ロ) 本工員（十五錢增給）

昭和五年以上の者　十四錢

昭和五年未滿の者（十五錢）

(イ) 定期工から準工員となりたる場合については特別考慮の問題。

(2) 準工員並に本工員は最低十三錢の最高廿五錢增給致さるも

(1) 定期工に採用せられ來れる非常に十錢を以て官廳の認可に

一、（準工員入社人員六十五名中既に準ジテ他ヘ栄転サレタモノ）

昭和十年度（目下調査中）